

印 紙

水産物取引契約書

千歳市(以下「開設者」という。)が開設する千歳市公設地方卸売市場の水産物卸売業者である株式会社恵千フーズ(以下「甲」という。)とその買受人である_____ (以下「乙」という。)との間で水産物の卸売に係る取引について次のとおり契約する。

第1条 甲は、乙に対し水産物を継続的に売り渡し、乙は、次条以下の条項を遵守し、これを買い受けるものとする。

第2条 甲乙間の取引は、本契約に定めるもののほかは、千歳市公設地方卸売市場条例(以下「市条例」という。)及び同施行規則並びに関係諸法規の定めによることとする。

第3条 甲及び乙は、前条の水産物の取引によって生じる売買代金の精算事務、並びに乙が甲から買い受けた水産物の支払担保としての保証金の寄託事務を株式会社千歳市場公社(以下「精算会社」という。)に委任することを承諾する。

第4条 乙は、甲から買い受けた水産物の代金(以下「買受代金」という。)を精算会社が設置する精算窓口または精算会社の指定金融機関に現金または小切手もしくは振込により支払うものとする。

2 前項の買受代金の支払は次のとおり行うものとする。なお、この場合において、支払期限が休日のときは、その翌日を支払期限とする。

- (1) 毎月1日から5日までの買受代金は、同月の10日までに支払う。
- (2) 毎月6日から10日までの買受代金は、同月の15日までに支払う。
- (3) 毎月11日から15日までの買受代金は、同月の20日までに支払う。
- (4) 毎月16日から20日までの買受代金は、同月の25日までに支払う。
- (5) 毎月21日から25日までの買受代金は、同月末日までに支払う。
- (6) 毎月25日から月末までの買受代金は、翌月5日までに支払う。

2 前項の小切手及び振込による支払に要する手数料等の経費は、乙の負担とする。

3 第1項各号の売買代金が、乙が寄託する保証金の3倍相当額(以下「買受限度額」という。)を超過した場合は、甲は乙に対してその超過額の支払いをただちに請求することができるものとする。

4 乙が前項における買受限度額の超過を反復又は継続し、これを甲が不相当として保証金の追加寄託を求めた場合、乙はこれに応じなければならないものとする。

第5条 乙は、買受代金の支払担保として、一金_____万円の保証金を本契約締結時に甲に寄託するものとする。なお、この保証金は消費寄託とし、利息を付さないこととする。

第6条 甲は、乙が買受代金の支払いを1箇月以上にわたり遅滞したときは、前条の保証金をその未払代金に充当することができる。なお、この場合において乙は、直ちに当該未払金に充当した額を保証金に補充しなければならない。また、保証金は本契約を解除し、未払金がないことが確認できなければ乙に返還しないものとする。

2 本契約の履行を確保するため必要と認めるときは、甲は、乙に対して保証金の追加寄託を求めることができる。

3 乙が次の各号の一に該当したときは、期限の利益を失うものとし、即時、買受代金の全額を甲に支払わなければならない。

(1) 本契約に基づく買受代金の支払いを遅滞したとき

(2) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、支払い命令等の申立を受けたとき又は公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき

(3) 本契約に違反したとき

4 乙が期限の利益を喪失した場合は、乙の連帯保証人にその旨を通知するものとする。

第7条 乙は、第5条に定める保証金に対し、保証金返還請求権の譲渡又は質権の設定その他保証金の担保力の喪失、もしくはこれを薄弱ならしめる一切の行為をしてはならない。

第8条 甲は、乙が買受代金を期限までに支払わないときは、千歳市公設地方卸売市場条例第34条第2項の規定に基づく売買の差し止めを開設者に求めることができる。ただし、乙が、当該買受代金の支払いを正常に復したときは、甲は売買差し止めの解除を開設者に求めるものとする。

第9条 甲は、乙に対し水産物を売り渡したときは、品目、数量、単価、金額等を記載した売渡に関する票を、その都度発行するものとする。

2 乙は、前項に定める売渡票に記載された内容が取引と相違していると判断したときは、買受日を含め2日以内に甲に対して異議の申し入れをすることができる。

3 甲は、乙から異議の申し入れがあったときは、その翌日までに結果を乙に通知するものとする。

第10条 本契約の履行を確保するため、乙は連帯保証人1名を選定し、甲の承認を得なければならない。ただし、甲が連帯保証人を要しないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、連帯保証人が死亡又は保証能力の喪失など保証人としての資格を失ったときは、直ちに甲に通知し、甲と協議の上、保証人の補充の手続きを行わなければならない。

3 連帯保証人は、乙の本契約に基づく債務につき乙と連帯してその責めを負い、乙の取引から生じる債務を履行することを約諾する。

4 前項で連帯保証人が負担する債務の限度額(以下「根保証限度額」という。)は、乙が寄託する保証金の3倍に相当する額とし、根保証限度額内において乙と連帯してその支払いの責めを負うものとする。

5 連帯保証人は、乙の買受代金の額、その支払い状況及び本契約に基づく取引に関して、甲及び精算会社の上承のもと、いずれかの事務所においてその状況を確認することができるものとする。

第11条 本契約は、次に掲げる事由が生じたときは、甲、乙協議の上、解除することができる。

(1) 甲が、水産物卸売業者の資格を失ったとき

(2) 乙が、買受人の資格を失ったとき

(3) 乙が、売買差し止めを受けて3箇月を経過したとき

- (4) 甲または乙が、本契約に違反したとき
- (5) 乙が、第6条第2項の規定に基づく保証金の追加寄託に応じないとき
- (6) 乙が、第10条第2項の規定に基づく保証人の補充に応じないとき

第12条 本契約の履行を確保するため、甲において必要と認めるときは、乙は、保証金のほか、不動産、動産、その他の財産を担保として差し入れるものとする。

第13条 乙が、第三者による代理人をして市場における取引に参加させようとするときは、あらかじめ甲に代理人指定届を提出し、甲の承認を得なければならない。なお、買受代金については乙に請求するものとする。

第14条 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 市場内で甲以外の者から水産物を買受けないこと
- (2) 名義を他人に貸与しないこと
- (3) 乙又は連帯保証人に身分、その他重要な変動があったときは、遅滞なく甲に通知して、甲と協議の上、必要な手続を行うこと
- (4) 市場の秩序を乱し、その信用を失墜させる行為又はその恐れのある行為をしないこと

第15条 甲は、乙及び連帯保証人が債務を履行しないときは、法的措置をとることができるものとする。

第16条 本契約に基づく一切の事件の管轄裁判所は、甲の事務所所在地を管轄とする裁判所とする。

第17条 本契約の期間は、契約の日から1年間とする。ただし、契約期間満了の1箇月前までに、甲、乙のいずれからも契約更改の申出がないときは、更に1年間本契約期間を延長するものとし、以後も同様とする。

第18条 本契約の解釈に疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲、乙が協議し、決定するものとする。

第19条 本契約には、印鑑証明による印鑑を使用し、乙及び連帯保証人の印鑑証明書を添付するものとする。

この契約を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙及び乙の連帯保証人が記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 水産物卸売業者 千歳市上長都958番地
株式会社恵千フーズ
代表取締役 石 川 雅 人 印

乙 買受人 (住所)

(氏名)

印

連帯保証人 (住所)

(氏名)

印

(乙との関係)